

小田原都市計画地区計画の決定（小田原市決定）

都市計画三の丸地区地区計画を次のように決定する。

名 称	三の丸地区地区計画	
位 置	小田原市本町一丁目及び城内	
面 積	約 5. 8 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地 区 計 画 の 目 標	本計画区域は、小田原駅の南約 0. 7 km に位置する商業地域で、江戸時代には小田原城二の丸堀と三の丸堀の間に位置する大手筋を含み、現在もお堀に面するなど小田原の特色ある景観を有する地区である。 そこで、小田原城の周辺地区にふさわしい商業・業務地として維持・保全するため、地区計画を決定するものである。
	土 地 利 用 の 方 針	小田原城三の丸地区として、周辺の景観に配慮しながら歴史・文化と賑わいが調和した商業・業務地の形成を目指すものとする
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	城下町にふさわしい落ち着いた街並みを創出することとし、用途の制限など必要な基準を設ける。
	緑 化 の 方 針	緑豊かな潤いのある地区として、現状の緑の保全や敷地内緑化に努めるものとする。
地 区 整 備 計 画 に 關 す る 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場、水泳場（屋内施設を除く）、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの 6 自動車教習場 7 畜舎

「区域は、計画図表示のとおり」